

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認山口地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	1 件
国民年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	2 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	1 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和 58 年 3 月から同年 6 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 3 月から同年 6 月まで

私は、昭和 55 年 3 月頃に A 市の B 事業所で C の仕事についたが、58 年 5 月に結婚のため退職した。

B 事業所は、厚生年金保険の適用事業所ではなかったため、国民年金保険料を納付していた。

昭和 58 年 7 月に国民年金の資格喪失の手続をしたが、それまでは保険料を納付していたはずなので、申立期間の保険料納付を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は 4 か月と短期間であり、申立人は、申立期間を除き国民年金加入期間は全て国民年金保険料を納付しており、申立人の国民年金保険料の納付意識は高かったものと考えられる。

また、D 町が保管している申立人に係る国民年金被保険者名簿には、昭和 58 年 7 月 6 日に A 市から D 町への住所変更届と併せて強制加入被保険者から任意加入被保険者への種別変更届を受け付け、同年 5 月 20 日に遡って任意加入被保険者への変更をしていることが確認できるが、本来、任意加入被保険者に係る手続は遡って処理しないことから、D 町が遡って申立人を任意加入被保険者への種別変更の事務処理を行ったことは、申立期間の保険料納付を確認したものと推認される。

さらに、上述した D 町の国民年金被保険者名簿には、任意加入被保険者への種別変更届を受け付けた三日後の昭和 58 年 7 月 9 日には、国民年金の資格喪失届を受け付けていることから、仮に申立期間の保険料が未納であれば、種別変更の手続時若しくは資格喪失の手続時に未納保険料を確認の上、現年

度又は過年度納付をすることはできることから、申立人が申立期間の保険料を未納のままにしたとすることは不自然である。

加えて、申立人の国民年金被保険者台帳においても、昭和 58 年 5 月 20 日に任意加入被保険者に種別変更し、同年 7 月 9 日に任意加入被保険者の資格を喪失していることが確認できる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 43 年 4 月から 46 年 4 月までの国民年金保険料については、納付していたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 4 月から 46 年 4 月まで

私が、A市に帰郷した昭和 43 年 5 月頃に、両親が、国民年金の加入手続を行ってくれ、国民年金保険料は、昭和 46 年 5 月にB市に転居するまで、毎月行われていた地区集会の場で母と私の保険料二人分を一緒に納付してくれていたと思う。

昭和 59 年に実家のあるA市C町に転居した際、母から、「あなたの国民年金は付加保険料も納付していたので、少しは多く受給できる。」と聞いていたので、申立期間が未加入となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時、両親が申立人の国民年金への加入手続を行い、国民年金保険料を納付してくれていたと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿から昭和 46 年 5 月 7 日にB市から払い出されており、申立人は同年 5 月 1 日に任意加入被保険者として資格取得していることが確認でき、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらないことから、申立期間は国民年金の未加入期間であり、制度上、国民年金保険料を納付することができない。

また、A市及びD町が保管する国民年金被保険者名簿では、申立人は、いずれも昭和 46 年 5 月 1 日に任意加入被保険者として資格を取得していることが確認できる。

さらに、申立人が所持する国民年金手帳（昭和 46 年 5 月 1 日発行）をみても申立人は、昭和 46 年 5 月 1 日にB市で任意加入被保険者として資格を取得していることが確認でき、申立人はこれとは別の国民年金手帳を両親から受

け取った記憶は無いとしている。

加えて、申立人は国民年金への加入手続及び保険料納付に直接関与しておらず、これらを行ったとする申立人の両親は既に死亡しているため、申立期間の国民年金保険料の納付状況を確認することができない。

このほか、申立人の国民年金保険料が納付されたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに国民年金保険料が納付されたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 3 月 18 日から同年 6 月頃まで
私は、昭和 39 年 3 月 18 日にA市にあった有限会社Bへ入社し、Cの業務に従事していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、有限会社Bを退職した時期に係る記憶が曖昧ではあるが、申立人が記憶している同僚は、「申立人の勤務期間はよく覚えていないが、一緒に勤務していた。」と供述していることから判断すると、勤務期間の特定はできないものの、有限会社Bに勤務していたことは推認できる。

しかし、申立期間当時、有限会社Bに係る厚生年金保険被保険者原票に氏名が確認できる複数の同僚は、「有限会社Bでは、申立期間当時、試用期間を設けていた。」と供述しているところ、当該被保険者原票から確認できる当該同僚の厚生年金保険被保険者資格の取得日は、それぞれの供述する勤務開始時期と一致していないことから判断すると、同社では、申立期間当時、全ての従業員について、必ずしも入社と同時に厚生年金保険に加入させていたとは限らない状況がうかがえる。

また、有限会社Bに係る厚生年金保険被保険者原票を確認したが、申立期間において、申立人の氏名は見当たらず、健康保険の整理番号に欠番も見られない。

さらに、有限会社Bでは、「申立期間当時の人事記録及び社会保険関係等の資料を保存しておらず、当時の事業主や事務担当者も既に死亡しているため、申立人に係る勤務実態等は不明である。」と回答していることから、申立人に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認するこ

とができない。

このほか、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、ほかに申立人が申立期間において事業主により厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。